

第6回 調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会 議事録

開催日：令和6年7月16日（火）19時00分～21時00分

場所：調布市文化会館たづくり10階 1001学習室

出席委員：朝日委員，松田委員，井村委員，愛沢委員，菅野委員，沖田委員，高木委員，田島委員，
河井委員，伊地山委員，進藤委員，江頭委員

欠席委員：無

1. 開会

■事務局

それでは、定刻になりましたので、これより第6回の調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の資料を確認させていただきます。事前に皆さまに配付いたしました資料は、本日の次第と資料1から4。それから、当日配布の資料が2枚となっております。

事前送付の資料を本日ご持参でない方には、事務局で予備をご用意しておりますので、お近くの事務局スタッフにお申し付けください。皆さま、それぞれお手元にありますでしょうか。

それでは、早速ではございますが、次第に沿って議事に入らせていただきます。ここからは、朝日委員長に進行をお願いいたします。

■朝日委員長

朝日でございます。承知いたしました。皆さま、改めてこんばんは。検討委員の皆さん、そして傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。いよいよ第6回ということで最終と認識しております。忌憚のないご意見、情報交換、意見交換を皆さんとともに、できればと思っております。今日もよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に従って進めてまいりたいと思います。(1)パブリック・コメント手続きの実施結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

2. 議事

(1) パブリック・コメント手続きの実施結果について

■事務局

パブリック・コメント手続きの実施結果について説明させていただきます。A3用紙の資料1をお手元にご用意ください。

前回の委員会で実施の概要についてはご説明させていただきましたが、1番に書いてある通り、今年の6月5日から7月4日まで、市役所の各窓口およびホームページなどにて、条例の概要、両条例案、および両条例の分かりやすい版を公開し、市民から意見を募集するという手続きを実施いたしました。

募集結果については、2番です。今回寄せられた意見は44件、12人の方から提出がありました。44件の内訳は、全般に対するものが9件、手話言語条例に関するものが26件、障害者の多様な意思疎通に関するものが9件でした。

意見の内容は、めくっていただき、2ページ目以降にございます。2ページ目以降は表になっておりまして、左から「項目」、これは、どの条例の意見かを示しており、両方にかかるものは、「全般」としてしております。

次に、右へ行きまして、「意見の概要」。これはいただいたものをそのまま全文で掲載しております。そのため、一部意見の体をなさないものも含まれております。

そして、1番右側の現在空欄の部分が、「市の考え」となります。この市の考えについては、今後すべてのご意見に対して回答を作成し、8月頃に調布市ホームページなどで公開する予定です。

時間の都合上、1つ1つの意見についてご紹介はできませんが、両条例の関係性についてのご意見や、定義や範囲についてのご意見、ご確認、また、共生社会の充実を求めるご意見などを多くいただきました。いずれも現在の条例案の方向性と大きく異なるようなものではなく、どちらかという、より早く充実させてほしいというご意見が多かったかと考えております。

すべてのご意見には、本検討委員会での意見を生かしながら、市の考えを回答いたしますが、この後の議論にもあります、本検討委員会の報告書を作成し、その中で記載されることで方向性を示される部分もあると考えています。

報告は以上です。ご質問、ご意見などがありましたらご発言をお願いします。それでは委員長にお返しします。

■朝日委員長

どうもありがとうございました。

44件、12名の方からご意見が出たということで、皆さんも事前にご覧いただき、お読みいただいたのかもしれない。

今、パブリック・コメントの手続きの実施結果ということでご説明をいただきましたが、何かご質問やご意見等はございますでしょうか。では、A委員お願いいたします。

■A委員

調布市の皆さま、パブリック・コメントをまとめていただき、ありがとうございました。

簡単な質問になりますが、今回、意見をいただいた44件のご意見ですが、これは他のパブリック・コメントと比べて多いほうなのでしょう。あるいは平均的なものなのか、その程度がわかりませんが、その点はいかがでしょうか。

■朝日委員長

A委員、ありがとうございました。関連するご発言はございますか。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

障害福祉課が最近、パブリック・コメントをやった件に関しましては、先日策定しました計画でパブリック・コメントをやりました。そのときの正確な数は覚えていないのですが、同じくらいだったかな

と記憶しておりますので、今回特別少ないとか、そういうことはないと思います。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございました。A委員、よろしいですか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

朝日ですが、進行をしながら、すみません、パブリック・コメントということで、意見募集ではありませんけれどもね、さっきお話がありましたように、意見の形にはなっていないものもあるけれども、コメントというと、やはり感想とか期待も含めて、それはあっても良いのではないかな？と思いますので、そのように少し柔軟に受け止めていただくと良いのではないかと思います。しかも、最終的には市の考え方を示して、またフィードバックというか、公示していくわけですね。もちろんその中には、趣旨として承って、条例の考え方に反映させましたとか、参考にしましたといったものも取り扱い上はあると思うんです。

でもやはり出してくれた方にきちんとフィードバックしてお返しすることはとても大事だと思いますので、ぜひそのようにお願いできればと思った次第です。

他はよろしいでしょうか。1つ1つ、これが良いとか悪いとか、そうだ、そうだ、とか、何を言っているんだというものではたぶんないと思いますので、検討委員会としてはこれをパブリック・コメントとして真摯に受け止めて、これをこの後の検討に生かしていければということで、まとめさせていただきたいと思います。お気づきの点がございましたら、遠慮なく後でまたお戻りいただいて、ご発言いただいても結構でございます。

(2) 調布市手話言語条例(案)について

■朝日委員長

それでは早速、資料2に基づきまして、調布市手話言語条例(案)、今日は手話言語条例(案)を先に検討してまいりたいと思います。事務局からお願いいたします。

■事務局

最初に、次の議事の意味疎通に関する条文にも関係しますが、今回の修正内容全体についてです。パブリック・コメントを経て、一部修正している箇所もありますが、全体として修正点は多くありません。

ただ、事前の資料送付でもお伝えしましたが、今回も前回同様にこの案で、市として確定というものではありません。パブリック・コメントで提出された意見についても、反映するかどうか、今回の委員会での意見を経て最終的に判断したいというものもあります。

今回最終案の取りまとめまで修正していくものとして、ご承知おきいただければと思います。以上を踏まえて資料を見ていきたいと思います。

はじめに、1ページ目の前文です。最初に、全体として、第5回の委員会で一旦「である」調に直した語尾を、再度「です・ます」調に戻しています。これは、市全体のルールとして「である」調に修正したところ、多くの委員の方から「です・ます」調が良いというご意見をいただいたことを受け、再度、市内部での修正を経て、調整を経て、「です・ます」調に戻すに至ったものです。パブリック・コメント案で既に修正をしていたものですが、改めてご報告させていただきます。

次に、出だしの手話について述べている文章です。内容の修正ではなく、1文になっていたものを2

つの文章に分けたという修正です。この後の意思疎通に関する条例と比較して、こちらの手話言語条例は、最初の1文にかなり多くの要素を詰め込み、文章が長くなっていました。条例を読む市民にとって最初の1文が長いのはいきなり読みづらいのではないかと、それよりも最初に、「手話は言語です」ということを簡潔に言い切る形が良いのではないかとということで修正をいたしました。前回委員会でご意見をいただいた「小説のような」とまではいきませんでした、「すっと入れるような感じ」という点を意識したものです。

次に、3ページの第1条と第2条です。ここでは、第2条の定義に「手話を使用する者」と「手話通訳者」を新たに追加しました。これに伴い、第1条も若干短く修正となっています。こちらも後の意思疎通に関する条例と比較したときに、定義の面で条例が想定する対象者が明確ではないのではないかとという意見が、パブリック・コメントでも、市役所内においても意見でありました。もちろん条例全体としては、「手話を使用する者」や「手話通訳者」だけでなく、すべての市民を対象とするものでありますが、第7条の施策でも、手話通訳者に関する項目がある中で、これも条例に関する議論に直接参加していない一般の市民の方にとっても、分かりやすい条例とはどのようにあるべきか、という点で修正に至っております。

第4条以降は、今回の修正点はありますが、パブリック・コメントを受けてでも、それ以外でも、パブリック・コメントでの案についても、委員の皆さんから委員会の場で直接意見をいただくのは初めてなので、ご意見があればいただければと思います。

今後の流れとしては、今回のご意見をもとに再度修正を加え、委員会としては、予定では今回が最後になりますが、この後、再度、今回の委員会での意見を経ての再修正案を委員の皆さんに個別にお送りして確認、ご意見をいただくということをおこないたいと考えています。

事務局からは以上です。委員長にお返しいたします。

■朝日委員長

それでは、ただいま、ご説明いただきましたので、皆さんから、適宜、ご意見を頂戴したいと思えます。既に本日、配付資料ということで、B委員、A委員から出ていますが、それに関連するご意見ということで、適宜、用いながらご発言いただいて結構でございます。いかがでしょうか？

では、A委員、B委員の順番でお願いいたします。

■A委員

今回、条例の案をいただきました。また、私もパブリック・コメントの内容を読みまして、条例の文案と照らし合わせながら、何度もチェックをいたしました。結果として、私どもとしての案を、皆さまに、今回お配りしております。こちらの資料です。

ポイントを申し上げますが、2つになりますが、1つは、前文のところですが。もう1つは、「手話を使用する者」の定義の部分です。こちらの2つになるかと思えます。

まず、前文について。今回提案いただきました、こちらの案ですけれど、第6回委員会の案ですけれど、表現は非常に難しいのですけれど、修正案として、「手話は独自の語彙、文法および文化を持つ1つの言語であり、ろう者、難聴者、中途失聴者などが、知的かつ、心豊かに」また、その後、「文化的所産です」という文章ですね。こちらは、確かに今回ご提案いただきました文についてはシンプルで読みやすいところではありますが、初めのパブリック・コメントの中に、「手話は、知的かつ心豊かに日常生活を営み」というところを私どもとして、ハッキリと載せてほしいと思っております。

2つ目です。こちらはちょっと難しいのですけれど、第1条の目的において、こちらに「手話を使用する者」とあります。この「手話を使用する者」というのが、パブリック・コメントでも指摘がありましたように、手話言語条例を、誰を対象とするのかというところが、意思疎通支援条例と比べて、ちょっと弱いかなという印象があったかもしれません。

ただ、パブリック・コメントでは、第1条の目的において、「ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言葉として必要とする者」と書いてあります。こちらは、ここで明示されておりますので、この言葉を使って、明確にできるのではないかと考えております。

ただ、「手話を必要とする者」「手話を使用する者」というのが、ちょっと言葉が違いますので、全体的に「手話を必要とする者」ではなくて、「手話を使用する者」という言葉が多いのではないかなと思います。ですので、全体の条例の、条文の言葉との意味の整合性を取るために、「手話を使用する者」という言葉で、統一する形で提案したいと思います。

第1条の目的のところ、ちょっと微妙に言葉の順番を変えているところがあります。「ろう者、難聴者、中途失聴者など、自らの言葉として、「手話を使用する者」・・・」と言い換えるところがありますが、そうすることで、「手話を使用する者」と統一して、できるのではないかと考えております。

実際に、「手話を使用する者」と、もし定義をしてしまうと、その範囲が狭くなってしまい、この範囲に載っていない、手話を使う人たち。例えば、CODAの人とか、ろうの子どものような例がどこに入るのか？ということになってしまう問題が生じると思います。

ですから「手話を使用する者」、その範囲を少しぼかす形にすることで、いろいろと幅広く、込められるのではないかと期待しております。こういった内容をまとめて提案しております。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございました。続けて、B委員もご発言をお願いします。

■B委員

A委員がおっしゃった意見と重複するところが多いです。お配りしたものには、前文の第1段落について、2点指摘させていただきました。

「物の名前や抽象的な概念を」というのをぜひ省いてほしいというのは、手話は言語であるから、物の名前や抽象的な概念が表せられるのは当然であり、ここに書きましたようにコミュニケーションをおこなう中で、自分の意図することを伝えたり、説明したり、何でも、音声言語と同じように、表現できるので、物の名前が言えるとか、そういうことは一切入れないのが良いと思います。先ほどのA委員の案にも入っていないのです。それで、こちらも、大丈夫です。

もう1点書いたのは、同じく第1段落の「手話を使用する人々」に続く部分です。今回のバージョン6は、「手話を使用する人々は、知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現してきました」という書き方になっていますが、これは間違っていないかなと思います。実現できていないからこういう条例が必要であって、ここで書いた通り、北海道の小学生が自分たちの言語で教育を受けられていないという訴訟を起こしているような状態ですので。

また、当事者にすべてを任せて、彼らが社会参加を実現するように読める文になっていますが、みんなで一緒に社会参加を実現するような書き方にしてほしいです。

定義のところなのですが、「手話を使用する者」という言い方の使用を、A委員から提案がありました。この「手話を使用する者」という言い方は問題ないかと思っておりますが、定義する必要があるだろうか。

A 委員と同じ意見ですが、例えば両親がろう者のために聞こえるお子さんが小学校に上がるまで、手話で育った方もいます。最初にろうになって次に、視覚を失う盲ろう者も手話を言語とされる方もいます。

また、病気や障害で、音声で話すことができないので手話で話す方もいます。「手話を使用する者」にはこういう方たちも含まれるかもしれないので、「手話を使用する者」は定義せず、「手話を使用する者」が良いと思います。

手話通訳者としてとても重要なのは、手話通訳者の定義なのですが、手話通訳者の定義が、「手話と音声言語の間の通訳をする」と書いてあるのですが、これは、とても不十分でして、社会福祉協議会が行っている講習会でも、単に手話を言語として教えているわけではなくて、社会福祉のことや聴覚障害者の、これまでおかれてきた歴史とかを学び、私たちが彼らの権利擁護を支え、ろう者が、享有できていない権利と一緒に擁護していくということが非常に大きな、私たちの責務として、ずっとおこなわれてきたことです。その側面なくして、これだけ言うというのは、とても手話通訳者の定義にはなっていない。

更には手話言語と音声言語の間だけではなくて、手話言語と手話言語の間の通訳、例えばアメリカ手話と日本手話の間の通訳もします。言語の橋渡しだけではなく、定義されるのであればちゃんと定義してほしいと思います。

それから最後に、基本理念のところです。基本理念の(2)、「手話を獲得し手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していく」というのは、全日本ろうあ連盟も掲げていることでしてこのままの言葉で掲げられています。これは、基本的な権利であるならば、対象者を、手話を使用する者に限定する必要があるのだろうか。すべての人が共有できる権利として掲げてしかりという気がします。ということで、その4点を挙げました。

■朝日委員長

A 委員、補足をお願いします。

■A 委員

補足させていただきます。今回の「手話を使用する者」の定義なのですが、これを改めて、私どもが作った本がございます。実際に、この条文の中で定義があるかどうか、調べてみると、意外と定義をしているところは少ないです。やはり「手話を使用する者」という定義をすると、範囲が狭くなってしまいますので、無理をして定義をすることはどうかな、と思いました。以上です。

■朝日委員長

朝日です。A 委員、補足もありがとうございました。

今、A 委員、B 委員から、条例で言いますと前文、目的、定義、そして基本理念、ここについてのご意見を頂戴いたしました。他の、その後のところは、そもそも、今日のバージョン6でも、赤い文字で示されていませんので、やはり最終確認の段階に来て改めて、前文、目的、定義、基本理念のところ、皆さんからのご意見を頂戴して、確認をしてみたいと思います。他の委員さんからいかがでしょうか。

私も参考までに発言をさせていただきます。朝日です。手話は言語であると。そこから明確に、端的に、伝えるのは良いのではないかなと思います。

でも、あまりここで細かく、ましてや、対象が限定されることや、むしろ、漏れが多いという懸念が

あるのであれば、それは言わないで、「手話は言語である」と、手話を、先ほどのA委員のご意見では、自らの言語として…、最初に「言語」と言っているわけですから、「自ら」とつけてもつけなくても、言語として手話を使用する人たちについては、いろいろな権利や対応が必要になってくるということで、あまり定義をしなくても良いのかなと、バージョンの前に戻りますが、感じたところです。

後で、2つの報告書で、2つの条例の関係性と、なぜ2つなのかというところで、またご議論をいただければと思いますが、あんまり無理をして、2つの条例が同じ立て付けで、対象が定義されていないと、誰のための条例かわからないというパブコメがありましたけれども、実際には、出発点がまず違う。そこを理解していくことで、おのずと、体裁というか、たてつけが違っていても良いのではないかなと、すぐく私は感じたところです。

特に、これはたまたま、お二方の意見とも一致してしまうのですが、やはり文化的所産ですというのは、そういう思いできたけれども、でもそこが達成されず、制約されてきたことがあるので、明らかに新しいところの前文だと、「社会参加を実現してきました」と。もう良いのではないかと、条例、なくても良いのではないかというのではなくて、そこでの歴史や、あるいは言語として認められなかったためにさまざまな文化的な価値だとか、意義、こういったものが認められてこなかったことに問題があるのだと、こういう考え方も明示しても、明示といか、そういう誤解がないようにしていただくというのも大事かなと思ったところです。

少ししゃべり過ぎてしまいました。他の委員さんはいかがでしょう。大丈夫でしょうか。ではC委員、よろしくお願いします。

■C委員

今、委員長がおっしゃったことをそのまま同意します、という意見なのですが、確かに社会参加を実現してきて、それが達成させられてしまっているような書き方は、ちょっと誤解を生むと思うので、A委員、B委員の意見に賛成です。その後の定義に関しては、範囲が狭まってしまうというのは、確かにそうだなと私も思いますので、そちらも賛成いたします。以上です。

■朝日委員長

C委員、ありがとうございました。他の委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。せっかくなので、D委員もぜひご発言いただいて。

■D委員

私も、A委員とB委員のおっしゃったことに賛成です。

■朝日委員長

D委員、ありがとうございました。他の方、よろしいでしょうか。

先ほど事務局からご説明いただいたように、今ここで、こちらにしましょうとか、そういうことではなく、こういった意見を出されたということで、最終的にはそれを踏まえて、調布市役所として、決定していただくと、こういうことでよろしいでしょうか。松田副委員長、何かございますか。

■松田副委員長

私も、この手話言語条例の場合の定義については、あえて入れる必要はないかなと思っております。

パブリック・コメントの中にも、誰のための条例かわかりにくいというご意見があったと思いますけれども、そのためにわざわざ定義を入れるということは、必要ないかなと思います。

また、別のところで、前文ですとか、目的のところで、そういったことはきちんと反映されていればよろしいのかなと思っております。

定義については、皆さん、A委員、B委員がおっしゃったようなところで、少し混乱を招かないような形にさせていただいて、お2人の意見に同意いたします。以上です。

■朝日委員長

松田副委員長、ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

それでは、もちろんまた、意思疎通条例と、意思疎通に関する条例の説明を聞いた後、また何かお気づきの点があれば、ご発言いただくということにさせていただきたいと思います。その上で、パブコメを経て、バージョン6として出していただいたところについて、意見をお出しいただきましたので、事務局としてはそれを受け止めて、最終的なご判断をお願いできればということで、まとめさせていただきます。

では事務局から、お願いいたします。

■事務局

皆さまご意見いただきまして、ありがとうございます。

5回から6回の間にパブコメを挟んでいるということで、パブコメでの意見を反映し、あとは今回、委員じゃない方、皆さま方からのパブコメをいただいて、誰もが分かりやすいような条例にしたいという思いがありまして、今回、変えてみたところではあるのですが、またこのご意見をいただきましたので、ここを反映させて、新たに皆さまに新たなものをご提示いたしますので、またそこにもご意見いただけたらと思います。

定義のところも、パブコメで、2つの条例を並べてしまったので、どうしても定義がなかったところは気になった方もいらっしゃったと思います。無理に定義をしようというものでは決してありませんので、ご意見を踏まえて、削除することも視野に入れて考えていきたいと思っています。ありがとうございます。また修正案にご意見いただきたいと思っています。以上です。

■朝日委員長

どうもありがとうございます。

(3) 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）について

■朝日委員長

それでは、その次が(3)。今度は多様な意思疎通に関する条例案でございますが、進行の都合上で、このご説明は、お時間的にはどれくらいかかるのでしょうか。もしよければご説明だけいただいて、ちょっと早めに休憩をして、議論を進めたいと思いますが、どれくらいでしょうか。

では先にご説明をお願いいたします。

■事務局

では、次、議事3番の「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)」についてご説明いたします。資料3をお手元にご用意ください。事務局がご説明いたします。

資料全体の作りとしましては、先ほどの資料2、手話言語条例と同じです。右側にパブリック・コメントで公開した条例案、左側に今回の修正案となっております。

修正内容、考え方についても、全体に関わることは先ほどの手話言語条例のときと同じです。意思疎通に関する条例も同様です。

最初に1ページ目、前文についてです。こちらと同じであります、「である」調から「です・ます」調に戻ったことについては、手話言語条例と同様です。

また、条例のタイトルにつきましては、前回委員会でのご意見を踏まえて、「多様な」という言葉を追加して修正いたしました。

委員会のあとの意見において、意思疎通は障害のある方だけに限らないものとして、あえて「障害者の」という文言を入れないのはどうかというご意見もいただいたところですが、これについてはこの条例の扱う範囲をハッキリさせるということで、すべての一種との意思疎通と捉えられてしまうと日本に住む外国の方たちというのにも含まれてきますので、あくまで今回は対象を障害者として、ただ「障害者」の定義の中に、手帳所持者だけでなく、発達障害、高次脳機能障害、難病、その他の疾患も含めるものとして整理しているところでありまして、ご理解いただければと思います。

その他については手話言語条例と同様に、今回の資料では修正していなくても、パブリック・コメントの内容や、その他の意見について最後の委員会になりますので、委員の皆さまから、再度ご意見をいただければというところです。

また、委員会後の想定しているスケジュール、委員会を経て再度の修正案を委員の皆さまにお送りしてというところも、先ほどの手話言語条例と同じです。

事務局からは以上です。委員長にお返しします。

■朝日委員長

それでは、多様な、意思疎通に関する条例についてご説明いただきましたが、進行具合を見ながら、何かご質問やご意見等がございましたら、出していただきたいのですがいかがでしょうか。

それでは、少し区切りをつけて、10分ほどここで休憩をさせていただいて、よろしいですかね。59分ですね。細かいですが、あの時計で59分に再開したいと思います。その間、よくお考えいただければと思います。

では、少し進行の途中ではございますけれども、10分間休憩いたします。

(休憩 19:59再開予定)

■朝日委員長

それでは時間になりましたので、本日の検討委員会を再開させていただきたいと思います。休憩前に、障害者の多様な意思疎通に関する条例、バージョン6の案をご説明いただきました。

委員の皆さま方からご質問やご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。では、D委員、お願いします。

■D委員

第3条基本理念のところについてですが。まず、(3)の「意思疎通を図ることに支障がある障害者の社

会参加のためには」というところですが、今更かもしれないのですが、「意思疎通を図ることに支障がある」という言葉が、何というか、引っかかるといいますか。なんというか、「意思疎通が取れない障害者だ」という意味合いにとられかねないかなという。実際は、意思疎通手段や、環境を整えることで意思疎通が取れる方たちなので、そこがちょっと気になるなど言いますか…。あえてこれは書かなくても良いのではないかということが、1つ思いました。

もう1つは、(4)のところは、「障害者の円滑な意思疎通のためには障害の特性に応じた適切な情報支援等により情報の取得・・・」というところがあるのですが、これは、情報保障的なことで、この(4)は入った理念だったかと思うのですが。もしそういうことだったら、「情報の取得および利用」を前に持ってきて、「障害者の例えば円滑な情報の取得および利用のためには…」の方が、分かりやすいのかなと思ったのですが。

ただ、もしそうではなくて、この「円滑な意思疎通のためには」というのが前に来るのであれば、1番最後で、(4)で書かれるには、何といたしますか、(4)「意思疎通のためには」というのが前にでしたら、これが1番、(1)というか、前に来ても良いのかなと。

まとまってないのですが、休憩時間中に E 委員とも話しまして、どうなのかな？と思っているところです。

■朝日委員長

ありがとうございました。E 委員もご発言されますか？ぜひ。

■E 委員

すみません。急に、戸惑っちゃいますが。いつものように、まとめられませんが。

■朝日委員長

そんなことはないですが、ちょっと私が D 委員のご意見を整理すると、基本理念の(3)は、「意思疎通を図ることに支障がある」と。もっばら、意思疎通の困難を、障害のある人に、求めてしまっているの、であるならば、(3)はいらぬのではないかとということですかね。(3)全部ではなくて？支障がある障害者の…。どうぞ。

■D 委員

この「意思疎通を図ることに支障がある」というこの文章をなくした方が良いのではないかとという意見です。

■朝日委員長

ありがとうございます。「障害者の社会参加のためには、あらゆる場面で意思疎通手段を利用できる環境が必要ですよ」ということですよ。

ということが1つと。(4)は、ご意見としては、ここに、「円滑な意思疎通のためには」というのであれば、むしろ、最初に来るべきだということになると思いますので、仮に、この位置だと、きっと「障害者の円滑な意思疎通の前提として、情報取得や利用の支援が必要である」みたいな、そういう意味合いですかね？「前提として」ということですよ。あまり、「ためには」というのではなく、前提条件として。当然これは、(これまでの会での) F 委員のご発言とか、他の委員さんのご発言で、情報の取得

もまた意思疎通の前提であるというか、条件になり得るのだということでしたので、そのあたりをうまく表現できると良いのかなと。こういうことですかね？

■E 委員

そうです。やはり情報の取得というのがとても大事な役を果たしているということが分かり、この委員会を通じて、とても勉強になっています。

例えばですけれど、「記憶ができにくい人」というときに、話をするとき、情報がここに、記憶が頭にとどまってないと、意思疎通というか、話ができないのですよね。文章を構成することも発話もできない。

ですので、「情報の取得」というところがとても大事な役目、機能というか、それを果たしているので、ここは、それこそ一番最初に持ってきても良い。(1)に持ってきても良いのかなということは、非常に感じると思います。

■朝日委員長

前提としての情報の取得が、本当に最初のスタートラインに置くのか、あるいは最後にまた念押しして、「前提は、情報の取得ですよ」と強調するのか、この辺りの表現の仕方は検討されても良いのかなという気はいたしました。

D 委員、E 委員、今、そんなご意見ということではよろしいでしょうか？どうぞ続けてお願いします。

■D 委員

ありがとうございます。すみません、まとまってなかったことをうまくまとめていただいて、ありがとうございます。

ただ、さっき自分で言ったことなのですが、「障害者の社会参加のためには」とすると、なんていうのですかね……。すべての障害者が……。どうなのだろうなというのをちょっと思いまして。何かうまい言い方はないですかね。ということで……。

でも、皆さんありがとうございます。

■朝日委員長

G 委員、お願いいたします。

■G 委員

今、第3条の3項の「支障がある」の点につきましては、やはり私も「支障がある」という言葉はやめていただきたいと思います。

全体の今回のこの条例を拝見しますと、「障害の特性に応じた」という言葉が非常に、適宜使われています。ここの3行におきましても、1条2条、4項につきましてもすべて「障害の特性に応じた」ということになっておりますので、3項に関しましても、「障害者の社会参加のためには生活のあらゆる場面で障害の特性に応じた意思疎通支援を利用することができる環境の整備……」という形にまとめれば、全体の流れがまとまるのではないかと思います。

■朝日委員長

G委員、ありがとうございました。確かにご指摘の通り障害の特性に応じたということで、別に、「障害があると意思疎通が支障がある」と決めつけなくて、その状況に応じた環境側のアプローチも含めてと言っているのでもまさに、障害の特性に応じ、「社会参加」は良いですね。「社会参加のためにも障害の特性に応じた意思疎通手段が、利用できるようにしていく必要があるんだ」と。こういうことでございますね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

今の部分は、パブコメの前からそうなってはいましたけれど、改めて、バージョン6になると、いろんな観点で。包括的に問題提起していただけているのかなと思ったところでございます。

定義の第2条で失語症が明記されたということで、いろいろな状態について列挙した方が良いという議論もありましたけれども、ここは、障害者基本法の書きぶりに特に、この検討委員会でも注目、留意してきた高次脳機能障害、失語症、もちろんその他もすべて含まれてはいるのですが、例示していくという点では、ここに失語症が加わったということですが、H委員、何かございますでしょうか。

■H委員

ありがとうございます。失語症の会としては、とにかく1つでも文章にさせていただけるのはありがたいことで、非常に感謝しております。

いつも言うことですが、いつも認知されないことが多かったものですから、これから少しでも、こういうことで、失語症というものがあるのだということが、分かっただけならば、すごく助かる。もちろん失語症だけの問題ではないので、広くいろんな方が、いろんな苦勞をなさっていると思います。

さっきも話していたのですが、手話の方も、長い歴史を頑張ってきて、大変だなと。われわれは本当に始まったばかりという感じの団体なものですから、そういう意味では負けないで。競争ではないのでしょけれど、負けないでやっていきたいと思っています。

この会に参加させていただいて感謝することばかりなのですが、おかげで、ちょっと老眼が進んだようなところもありまして、かなり目がしょぼしょぼしまして。皆さんが、かなり細かいところに気がついていらっしゃるようですが、全体として本当にサラサラと読めて、非常に良いなと思っています。

やはり、そういう疑問を持ちながらも、読まなきゃいけないところもあるのかなという反省点はあります。よろしく願いいたします。

■朝日委員長

どうもH委員、ありがとうございました。その他こちらについてはいかがでしょうか。では事務局から、お願いいたします。

■事務局

すみません、今、失語症について、入れた経緯のところを、シンプルで説明が不足していたかなと思って、補足させていただきます。

今回、委員の皆さま、いろんな団体からお集まりいただいております。発達障害とか、あと、高次脳機能障害、それから失語症。ここは、法律のくくり的に、精神障害に、手帳的にもくくられるところではあります。

ただ、調布市の団体が、各団体がありますので、そこにお声掛けさせていただいて意見もいただいておりますから、調布市の条例ということで、このように今回したところではあります。

前回までの議論で、精神障害と発達障害、精神障害の中から、発達障害と高次脳機能障害は抜き出し

ていたのですが、今回、やはり失語症の方も抜き出そうということでこのように至りました。以上、補足でした。

■朝日委員長

ありがとうございました。補足をいただきました。他にはいかがでしょうか。
では、松田副委員長、お願いいたします。

■松田副委員長

H委員からの、「負けずに頑張る」というご意見、ありがとうございます。
失語症に関する対応も、意思疎通支援に、制度として、やっていこうというところが、最近少しずつですが増えている状況かなと思います。特に神奈川県あたりですと、失語症に向けた意思疎通支援事業の取り組みなどもあると聞いておりますので、東京都でも今、事務局から調べていただいているように、東京都の中でも、モデル事業がいくつかなされているということも聞いておりますので、そのような形で、さまざまな障害に合わせて支援が必要になるわけですが、うまく、その他の障害の進んでいるところ、法制度のところを参考にして、十分な支援が進められていくようなことは大切かなと思います。今の議論を聞いて感じたところです。感想も含めてですが、以上です。

■朝日委員長

松田副委員長、どうもありがとうございました。では、E委員、お願いします。

■E委員

先ほどの、基本理念の第3条のところの(1)、(4)のところですが、(4)を(1)になんて話してしまいましたが、もう少し考えさせていただいて、終わらまして、またあと、メールでも出させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

■松田副委員長

よろしいでしょうか。今、E委員からの意見をいただきまして、私も同じように思っています。というのは、国も、コミュニケーションだけではなくて、最近新しい制度を作っているというところで、情報アクセシビリティ支援推進法案というものを、正式な名称はもっと長いものになりますが、そういったものを作っているところです。

報告書の中にも、4ページでしょうか、そちらにも明記をされておりますので、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法という新しい法律も、2年前に施行されているところです。こういったところも、コミュニケーションだけではなく、やはり情報の取得もコミュニケーションにとっては大事だということを、国も明示しているところになりますので、情報が先なのかコミュニケーションが先なのかというところではなく、両方がどちらも大事だと思っております。今、関連で、お話が十分わかりました。以上です。

■朝日委員長

松田副委員長、ありがとうございました。そうしましたら、松田副委員長のご意見なども踏まえて、またE委員には、後でゆっくりと、考えていただいて、また必要なご意見を頂戴するということにさせ

ていただきたいと思います。

それでは、概ね、こちらの多様な意思疎通に関する条例案についてはよろしいでしょうか。失礼いたしました。B委員、どうぞ。

■B委員

手話言語条例の方で、手話に関することを散々議論させていただいたので、出尽くすまで待っていたのですが、定義のところ、「意思疎通手段」がございまして、ここに「手話」が入っていないんですね。障害者基本法を見ましたら、障害者の意思疎通手段というのは、基本言語で、(手話を含む。)先ず記されていて、その上で、この言語が障害の特性によって使えない、何か支障がある場合は、その他さまざまな手段を提供するという書き方になっていて、ここに書いてあるような立て付けにはなっているのですね。

なので、障害者の中にも、言語を話される方もいらっしゃるし、その言語の中には手話と音声言語が含まれる。その言語の使用に何かの支障がある場合には、その他のいろんな支援が十分に提供され、意思疎通ができるべきであるという、障害者基本法の、その言い方がすごく頭から離れません。ずっとA委員とも、「手話」がないことについては、前にもずっと議論してきたのですが、未だに、良いのかな？というのが、私の中では落としきれてなくて、今ここで申し上げてみようかなと思った次第です。

■朝日委員長

B委員、ありがとうございました。定義の(2)のところ、手段としての手話についての取り扱いということかと思えます。

この検討委員会でも「手話が言語である」と、もちろん、B委員がおっしゃったように、その言語を使用する上で困難がある人には、そのための意思疎通の手立てが講じられるべきであると、こういう論理になりますね。

でも、この2つの条例を見比べてくる中で、「手話を」こちらに入れてしまうと、今度は手話の位置がまた、誤解を招くのではないか。こういう中で、現在は意思疎通手段ということで、手話通訳・・・通訳は手段であると。

だけど、並べて見てみると、音声でありますので、たぶん音声というのは、視覚障害がある方にとって、文字ではなく、音声が意思疎通の上でとても大事ですよという意味合いをしていると思うのですが、さてここが、オール調布市で考えたときに、B委員のご指摘のような手話の意味をここに入れることによって、手話が言語であるというところの独自性が、どれだけ担保できるかということになると思えます。どうぞ。今マイクをお願いします。

■B委員

意思疎通手段は基本、言語でおこなう。その言語には(手話を含む)その障害の特性、何かしらによって、言語、そのまま使うのに支障をきたす場合には、このような代替的な手段を提供するべきであると。そういうことが、国連障害者の権利条約などでも、代替的な手段と、オルタナティブなコミュニケーション手段という言い方をしていると思うのですが、意思疎通手段は、これだというなかに、音声とか触手話があるのに・・・これで正しいのかなというのが、すごくわからなくて、こうやって文字になってしまったら良いのかな？と思っていたのですが、そこはちょっと、若干引っかかるころではございます。

■朝日委員長

他にご意見ございますでしょうか。なかなか難しいというか、そこの、「手話が言語である」という根本的な考え方と、意思疎通手段、しかも、多様な意思疎通に関する条例で、取り扱っているわけですから。そこに、手話がどのような位置になるかというところで、悩ましいところではありますね。いかがでしょうか。

たぶん2つの条例を同時に出していく、これが後ほどの報告書の議論にもなるのですが、それが何を意味するか。パブリック・コメントで「どうして2つなのですか？」というような趣旨のご意見もあったと思いますし。そもそも、法規の所管の方からは「なんで2つなのですか？」とずっと言われている。だから、2つをトータルで見て、そこで手話を、言語としての手話がどのように位置づけられているのか。ここに意思疎通手段としての、言語としての手話も、当然言語としての手話ということで、手話言語条例の中に位置づけられているわけですから、それとこれと、突合すると、B委員がおっしゃる通り、「あれ？手話がないのかな」と思うのですが、もう1つの条例とトータルに見て理解をしていただくというところもあって。

ちょっと私もそれ以上のアイデアがないのですが、A委員、いかがでしょうか。

■A委員

手話関連でいろいろな見方があると思うのですが、ただ、これから手話をもっといろいろな人知ってもらうために、そのためには、意思疎通手段としてよりも、言語という面に、私としては力を入れたいなと思っています。

やはり、これから「手話は言語である」という、その点をもっと多くの人知ってもらいたいと思っておりますので、ここの意思疎通支援条例は、無理して「手話」という言葉を手段として載せなくても良いかなと思っております。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございました。では、難しいテーマではありますが、事務局で今の議論も踏まえて、最終的にご検討いただければとさせていただきますと思います。

手話言語条例との絡みで今、意思疎通支援の定義についてご意見をいただきました。他にはいかがでしょうか。

報告書の、これから説明していただくところの2つの条例が同時に策定して、それを進めていくという考え方、ここに立ち帰ってくるのかなと。条例上の表現も大事ですが、ここの2つの条例がなぜ並行して、一緒に議論されたかということも、報告書の内容としては重要なテーマになろうかと思っています。

(4) 条例検討委員会報告書(案)について

(5) 条例制定後の周知等について

■朝日委員長

それでは、一度ここで区切らせていただきまして、(4)条例検討委員会報告書(案)について、資料4を用いまして、事務局からご説明をしていただきたいと思います。

■事務局

資料4をご覧くださいと思います。議題の(4)条例検討委員会報告書(案)についてと、(5)条例制定後の周知等について、まとめて説明をさせていただきます。

資料4は、30ページほどの冊子になっているものとなります。この委員会の成果として、条例案そのものだけではなく、条例の本文に文字としては入らないものの、検討の経過、そこで出た意見など、条例案ができるまでの過程を記録として残したく、報告書としてまとめたいということで、前回の委員会で報告書案の骨子、目次を提示させていただきました。今回の資料4は、その骨子に内容の記述を加えたものとなります。

簡単に全体をご説明します。2ページ、「はじめに」ここは、手話言語条例とは、また、障害者の意思疎通に関する条例とはというものを、文字通り報告書の内容に入る前に、ごく簡単にですが説明するものです。

3ページから、第1章条例検討の背景となります。ここは、主に第1回の委員会で取り扱った内容をもとに、国や他自治体の動向、調布市の手話や意思疎通支援に関する施策の現状などについてまとめています。内容としては、昨年の第1回委員会の資料からの引用が主となっていますが、5ページの各自自治体における条例制定の状況は、直近の内容に更新しています。

第2章の検討経過は、本委員会の委員構成や開催経過、パブリック・コメント手続きの実施概要や結果についてまとめています。

第3章、条例案、ここが報告書のメインとなります。条例案そのものに入る前に、この委員会でも、皆さまからさまざまなご意見をいただきました。そもそも調布市では、この手話言語条例と障害者の意思疎通支援に関する条例、これらを1つにまとめるのか、別に2つの条例として定めるのかということについて、最初に触れています。この委員会として、2条例として整理するという結論に至ったわけですが、その理由、必要性、また両条例の関係性などについて、この委員会の場だけでなく、将来にわたって共有していくために整理しておきたいというものです。

15ページの表も、過去の委員会で資料として用いたものから引用しています。特にここは大事なところだとは思いますが、このように文章としてまとめるのは初めてとなりますので、事務局で文章を作成したところですが、認識、整理としてこれでよいかというところは、いま一度、各委員の皆さまにご確認いただければと考えています。

16ページからの「3 障害者の意思疎通における課題の整理」は、第5回の委員会の資料をもとにしています。これも条例案そのものに入る前提として、このような課題、背景があるということを位置づけておくものです。

24ページ、25ページには、今回の委員会も踏まえて、条例の最終案を記載する予定です。パブリック・コメントでのご意見にもありましたが条例を制定して終わりではなく、その後の取り組みをどのように進めていくかも同様に重要であり、報告書としてもそこに触れて完結とします。

条例制定後の周知や普及啓発活動として、市として、現時点で予定を検討している内容を箇条書きしています。

また、資料として委員会の設置要領を記載しております。

この内容について具体的にこのようにしてほしいということや、これ以外にも、このようなことができたら、という具体的な取り組みとして期待することがあれば、ご意見をいただければと思います。

ここは、今回の委員会でのご意見を踏まえて、文章をまとめていく予定です。

この報告書の最終的なまとめ方や、今後のスケジュールとなりますが、先ほどの条例案と同様に、今回の委員会を踏まえ、事務局でまとめたものを、条例の再修正案として、合わせて再度、皆さまにお送りし、内容を確定させていきたいと考えています。説明は以上です。委員長にお返しします。

■朝日委員長

ありがとうございました。それでは今回、報告書の既に文字化して記載していただいているところもありますし、これから今日の皆さんにご意見をいただいて反映させるところもあると思います。

提案ですが、まずは、全体のどこでも良いのですが、特に事務局からご依頼があった14ページと15ページの条例案、先ほど来出ている、2条例とする意義や関係性について、15ページの図、これらについてのご意見お待ちいただきたいと思います。その後、せっくなので最後の26ページの、条例の周知や、条例制定後の取り組みとして期待するところを順番に一言ずつ、今日は最後ですからご発言を頂戴して、それを集約するという方法でまいりたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

では、14ページと15ページの2条例とする意義。先ほどの説明ですと、事務局として文字化して示すのは今回初めてなので、何か皆さんからご意見があればいただきたいということでした。いかがでしょうか。

私から皮切りでよろしいでしょうか。1つが、14ページの2条例とする意義。それと、1つ目、2つ目、3つ目のパラグラフというか、文章なのですが、「両条例は、意思疎通に関するものという共通点がありつつも、独自の手話としての手話言語に関する施策と音声言語としての日本語をベースとした、さまざまな意思疎通支援に関する施策は、根本的に異なる」と、このように書かれていますね。

このあたりはもう少し丁寧に、例えば「両条例は、円滑な意思疎通を保障するという点では、目的を共通にしていますが」とか、もう少し踏み込んだ形で、共通に似ていますというのではなく、目的は一緒なのだ。この点では、目的を共通にしながらも、手話は独自の言語であるということを基軸とした手話言語に関する施策と、それから、音声言語としての日本語をベースに、ということ、何というのでしょうかね、決め付ける感じがあるので、音声言語としての日本語をベースに置きながら、さまざまな意思疎通に関する施策は…。ということで、その守備範囲を広くして2つが対立するものでは全然なくて、目的は一緒にならながらも、スタートラインというか、その前提が違うところはちゃんと押さえて、それでも意思疎通を調布で計っていきましょうと。こういうのが良いのではないかと思ったところです。そうすると、2番の両条例の関係も、2つ目のパラグラフで、「しかし、両条例はそれぞれまったく無関係なものではなく、相互に連携、共闘しながら…」と書いてあるのですが、もうちょっと、まったく無関係なものではないのではなく、そもそも、相互に、何というか、関係し合って、連携、協働して、

意思疎通に関わる、さまざまな施策を進めていくための基盤です、みたいな。そう書き込むことが良いのではないかなと思ったところでございます。すみません。口火を切っただけでございます。他に何かございますでしょうか。では、A委員。

■A委員

この2つの条例が、わかれていることなのですが、文章、また、15ページの図ですが、私の知る限りでは、他の地域でこういった丁寧に分けて説明した条例は見たことがないと思います。この2つの条例の違いですとか、それぞれの意義を丁寧に、同時に説明するというのは、非常に難しいことなのですが、大変立派な内容だと私は思っております。

■朝日委員長

ありがとうございました。さらにはいかがでしょうか。では、C委員、お願いいたします。

■C委員

今、朝日委員長もおっしゃったところですが、意思疎通支援条例が、音声言語としての日本語をベースとしたというのが私もちよっと引っかかりがあります。

音声言語としての日本語を違う形で、翻訳というか、そのままの日本語の表現を別の形でしているわけではなく、概念をそのまま写している、身振りとか手ぶりもそうですが、そういうこともあるので、日本語をそのままというのがちょっと…、ベースとしながらというのは、良いような…。ベースでおきながらというのは良いのですけれど、つまり、そのまんまなんだというのはちょっと違う気がしています。ずーっとひっかかっています。

なので、そこに概念をすごく狭くしないのが良いなど。だから、委員長がおっしゃった「ベースに置きながら」というと、そんなに違和感はないのですけれど、ベースとしてこれがあるというのは、ちょっとどうかな？という意見です。

■朝日委員長

ありがとうございました。さらにはいかがでしょうか。他にございますか。良いですか。

そうしましたら、なかなかここだけで、期待を込めてお話をされるのは大変だと思いますので、26ページの、条例の周知について、例としては、分かりやすい版とか、デフリンピックを1つの契機とした普及啓発とかが、いろいろ書かれています。その他にも、この条例を、私たちが6回にわたって検討してきた条例を、どのように周知していくとか、アイデア等がございましたらいただきたい。それと併せて取り組みとして期待すること。これを、ご発言いただければと思います。

それでは、どちら様からでも結構なのですが。ここの委員さんの名簿の順番でもよろしいでしょうか。

F委員、急な振りですけれど、よろしいでしょうか。では、お一人一言ずつかもしれませんけれど、全員マイクを回していただければと思います。

■F委員

読むだけで精一杯で、回答もできないのですが、周知としては、視覚障害者としては、いわゆるどんな視覚障害者でも伝わるような周知方法をしていただければと思っております。

これだけの量を読む、視覚障害者がいるかないかはちょっと何とも答えられないのですが、いつも障害者計画等で、概要版というのですかね、概要版に音声コードをつけていただいているので、そういう対応とかをしていただければ良いかなと思っております。

■朝日委員長

ありがとうございました。では、お席の順番でG委員、よろしいでしょうか。

■G委員

私どもとしましては、今回条例に、精神障害者の場合、参加させていただいたときにお願いした通り、意思疎通する意思がないとか、できない方、それは自分から訴えられないとか、人の意見を聞くことができない方のために、こういった意思疎通手段があってもそれを使えない障害者がいるために、こ

こで「支援者」という形で、そこを支援していただく必要があることをお願いしまして、それが今回、条例に入れていただいたことが本当にありがたいです。

この条例の周知のところの中で、こうした障害者がいることを周知していただいて、この条例をもとに、支援をする具体的な体制にまでつなげていただくような、そういった形での周知およびその先の体制構築までを、条例制定後の動きに付け加えて入れていただきたいと思います。

■朝日委員長

ありがとうございます。ではC委員、お願いいたします。

■C委員

パブリック・コメントの1番最後のほうに、分かりやすい版についていくつかご意見があるのですが、番号でいうと41番、42番、43番、44番。わかりやすく書けるものを、わかりにくく書いてあって、分かりやすい版を読んだらわかった…という意見があったのです。ぜひそういう意味での分かりやすい版を、ここでいう分かりやすい版というのは、たとえば仮名がふってあり、平易な表現にしているという意味だと思うのですが、シンプルな箇条書きでも良いので、「こういうことが中に含まれているよ」というものがもしあれば、読んでくださる方が増えるかな？と。

それで、理念とか、経緯とかをたくさん読みたい方はもちろん読んでいただければ良いのですが、なんなのだろう？と思っている方に、これが役に立つと思っていただきたいと思うので、そういう意味でのシンプルな概要版ということなのかちょっとわからないですが…。この分かりやすい版に振り仮名を付けている理由は、何かということが書いてあるので、やっぱり分かりやすい版がどんな方に対してのものかということ、分かりやすい版が必要な人だけではなくていろんな方に分かってほしいと思うので、そういう説明もどこかにあるとありがたいなと思いました。

今後の展開については、こういう難しさがあり、こういう人がいて、施策としては、こういうものがあるというのが分かるような、伝え方をしていただければありがたいと思います。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございます。わかりやすさにも多様性をという趣旨だと思います。D委員、お願いします。

■D委員

条例の周知と取り組みとしてきたいということ、両方に関わってくると思うのですが、今回多様な意思疎通手段であったり、手話であったりというのが、これを機に、調布市民の方々により広まっていくことを期待しているのですが、やはり、その前提として、さまざまな障害を持っている方がいるところ。高次脳機能障害に関わりませんが、やはり、まだまだ本当に知られていないと思いますので、さまざまな障害を抱えている方たちがいて、その方たちがこういう意思疎通の手段などを必要としているという。そこがセットで、周知されるとよいのではないかと考えております。

この条例が、結構、理念的といいますか、そこまで具体的なものではないのですが、ただ、この条例のことを、当事者の方や、家族の方に話したときに、やはり「これでどう変わっていくのですか？」というところを、すごく問われまして。この条例ができたというだけではなく、この条例があるからこういうことで生活がしやすくなったというところまでつなげられると良いなということは、本当に感じて

おります。

■朝日委員長

ありがとうございます。ではE委員，お願いいたします。

■E委員

先ほどG委員がおっしゃったように，体制の構築というところで，ぜひお願いしたいと思ひまして。たまたまこの前，ケアリングコミュニティ学会というのがありまして，そこで「協働意思決定」という言葉が出てきました。協働というのは，14ページ，15ページにある協働でもあるのですけれど，そのこの協働意思決定ということで私も初めて聞いたのですが，それこそ，自分1人で決めるのではなく，本人や他人任せでもなく，一緒に考えて決めていくということで，これは，ちょうど意思疎通支援条例で，それぞれの個人が，自分の意見が言えるようにということであるのだけれど，それにはやはり，1人だけで決めるのは難しいので，そういうときに，このようにしたらどうなのかしらね？と言いながら決めていけると良いと思いますので，体制の構築をぜひ進めていただきたいと思っています。

■朝日委員長

ありがとうございました。それでは，副委員長と委員長は後でということで，飛ばして良いですか。では，A委員お願いいたします。

■A委員

条例の周知の方法につきましては，例えば，聞こえない人，ろう者が，条例を手話で表現をして解説をするという，そういう形もあってよいのではないかと考えています。文章ばかりですと，やはり，意味がわからないということもありますし，また，私たちろう者は，もっと手話を使ってほしいということなので，条例を手話で解説する。聞こえない人が実際にこの条例を手話で解説するという周知の方法も，あってよいのではないかと考えています。

実際に，東京都の手話言語条例の場合については，聞こえない人，ろう者が手話で表現して解説をしているというYouTubeの動画がありますので，そういった例もあるかなと。

また，条例ができた後の取り組みとして期待することになりますが，やはり，私たち当事者として，やはり，単に条例ができて終わりではなくて，さらに次の一歩を踏み出すために，環境整備のための条例だと受け止めています。私たちにとって，さらに，住みやすい環境になるために，調布市の皆さんがどういことをするのか，何をやらなければいけないのかということ，少し分かるような条例にしていきたいと思っています。そのための条例と理解しています。

調布市の皆さん，私たちとともに，手を合わせて，共生社会を作っていくための大きなきっかけにしたいなと思っています。

■朝日委員長

ありがとうございました。H委員，いかがでしょうか。

■H委員

先ほど，この場に来ていろんな文章を読みました。共生社会というのは，すばらしいなと思ひまし

て、いろいろ何回も参加させていただいて、一生懸命この文章を読ませていただいて、老眼にも負けず、頑張らせていただきましたが、素晴らしいなと思いつつも、じゃあ共生社会というのは、どういう形になるのかということが、見えないのですよね。実際に、共生社会になった場合に、健康な人と障害を持った人は街の中をどういうふうな形で、どういう生活をして、実際に、どうなのかなと思つたら、ちょっとそこまで思い当たらないですよ。自分の足元をウロウロするだけで精一杯。

これを機会に少しずつ、これをその夢に向かって進んでいくということなのでしょうけれども、じゃあどうしたらこれを、その夢の社会に、共生の社会に行けるのかという、これは皆さんの意見をいろいろ聞いて、またこれからの一步一步が大事になるのではないかと思います。

これは、役所の方におまかせするということなのですよ。もっともっと参加して、それこそお互いに、I 委員もよく、お会いしないといけないかなと思つて。ということだけれど、ものすごくよかったなと思つました。

■朝日委員長

ありがとうございます。B 委員、お願いします。

■B 委員

一生懸命考えたのですが、今、H 委員がおっしゃったような、目に見えた形で、何を取り組みとして期待するか。市役所にできるだけいろいろな障害を持った方達が、正規採用されて、雇用されていって、市役所が、ロールモデルみたいな事業者になっていき、さまざまな障害者が市役所で雇用されることで、毎日お昼を一緒にたべ、エレベーターで一緒になったとき、いろんなことが体験的に分かっていくことから、共生社会が、行政から発信されていくと良いなと思つています。

いま、ここで話して、手話通訳者さんは長い歴史があって良いですねということですが、まだまだ失語症の会員にスピーチセラピスト専門家を呼ぶときに、自前で呼ばなければならないという話。そういうところにやはりちゃんと予算がついて、そういう方がまず養成されて、支援者が増えて、支援者を養成したり、派遣したりする予算がちゃんとついて、とか言おうと思つたのですが、市役所に、さまざまな障害を持っている方たちが働くようになったら、見えて当然になっていくと思うので、それが自然だと思うのでそれを期待します。

■朝日委員長

ありがとうございます。では、J 委員、お願いします。

■J 委員

今回条例の委員会に、携わって、この条例をつくる経過とかもいろいろある中で、正直、硬い表現とかも多くて、矛盾とか誤解が生まれないようにいろいろと文章を緻密に考えているので、私自身も正直、読み解くのが難しいときもあったのですけれど、このパブリック・コメントのコメントをお読みして、先ほど、C 委員もおっしゃっていたのですが、分かりやすい版についてのコメントとかもいくつかあって私がこのコメントを読んだときに、分かりやすい版って、私が見たときは、これは、自分自身も読みやすいし、例えば漢字が多い文章ですとか、長く続く文章がなかなか、読むことや理解が難しい方にも、すごく分かりやすいんじゃないかな？と私は思つたのですが、意外とこのパブリック・コメントでは、「この分かりやすい版って誰を対象にしているのかな？」とか、「振り仮名を付けている理由は何か？」

と書かれていたので、この分かりやすい版というのを、求める対象像のイメージがつかない市民の方もいるのだな、とか、漢字にふりがながないと読みづらいという方がいるというのも、イメージがなかなかわからない方もいるのだなと、逆にはっとさせられて。

この報告書には、いろんな障害の種類とか特性とかも、いろいろ書いてくださっているの、市民の方に理解が深まって、この分かりやすい版が必要な方もいるのだなというのが、誰もがみんな、イメージがつくような街になっていけば良いなと思いました。

先ほど、A 委員もおっしゃっていたのですが、手話でこの条例を説明する動画ですとか、あと、私はこの分かりやすい版も、動画とか、そういう形にして、この手話言語条例を紹介するホームページとかに載せてもらえたりすると、いろんな媒体で、やはり文章というのがなかなかわかりにくい方も動画にすることでわかり易かったりするというのもあるのかなと思いました。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございました。それでは続きまして、I 委員、お願いします。

■I 委員

私が今考えているのは、周知ということで上がっていますが、まずは知ることが基本かなと思っていて、その「知る」をどのようにしたらすることができるかということはずっと考えていました。その中で皆さまからご意見が挙がっていたもので、そうかなと思ったのは、例えば体験するとか、一緒に何かをすることか、出会うところからという、実際に関わることをスタートにしていくのも、1つ、やり方としてあるかなと思っています。

なかなかスタートできない部分もあって、実際に一緒にすることで、たぶんにあると思うので、そういった作っていけるのかということ、この条例の動きとして、今後取り組みとして考えていけると良いかなと思います。

知って、興味や関心を持って、学ぼうと思って、学んでいくことでもっと自分がこんなふうに活動していったら良いのではないかと、そう発展していければ、そういった取り組みができていくと良いかなと思っています。

説明の中で、出ていましたけれど、責務であったり市民の役割であったり、事業者の役割、それぞれの役割が規定されていますが、そういった役割が協働して1つの目標に向かって進んでいけるか、そういうことと、一緒に考えていける、話し合っていける、そういう場作りをこれからも進めていく必要があるかなと感じています。以上です。

■朝日委員長

ありがとうございます。私も進行が悪くて時間が過ぎてしまったので、あと1分ずつだけちょうだいして。1分をお願いします。

■松田副委員長

皆さま、大変お疲れ様でした。さまざまな意見、知恵をいただいたおかげでこの条例が出来上がってきたかなと思っています。

私から期待することについて、まずは、当事者や支援者、家族からの声が、やはり1番大事だと思います。ですから今後も、当事者、家族、支援者の意見を大事にしながら、施策の具体的な体制作りをし

て行ってほしいと期待をしております。

また、先ほども、意見がありましたけれども、やはり、市が先にロールモデル、手本を示して行ってほしいと思いますし、市民や事業者も、市が、なかなか手本を示さないと、それを真似してやるということに至らないと思いますので、まずは市が率先をして、公共施設等にも、きちんと、いらした方に対応できるようなことを示すことで良い影響が広まっていくと思いますし、他の市民が気づく、真似することができる、結果的に広まっていくことができるのではないかと思います。

3点目です。やはり障害者のためだけではなく、市、市民、事業者としても良い影響があると思いますので、今回の条例については、皆さんのための、分かりやすい版の話もありましたが、ユニバーサルデザインの観点も含めていくと良いと思っています。

最後になりますが、ともにやる経験ということも非常に大切です。そういう意味では、教育という部分で、特に将来の社会を担う若い人たち、子どもたちに向けての、障害のあるなしに関わらず、共生社会ということが何なのかということについて教育する機会もあって良いのではないかと思いますし、そういうところが大切になるのかと思っています。

ぜひそういったところで期待していきたいと思います。以上でございます。皆さま、ありがとうございました。

■朝日委員長

ありがとうございました。私、しゃべりすぎてしまったのでなしで良いですよ。15秒だけ。

もちろん、調布市民にとって、障害のある方にとってすばらしい条例にするだけではなく、調布市民にとって「この条例ができて良かったですよ」という、そういうキャンペーン、広報をお願いできればと思います。

それではすみません、4分ほど過ぎてしましまして申し訳ございません。他にもあったかと思いますが、最後に事務局から、これからの取り組みも含めてご説明いただいて終わりにしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

■事務局

ありがとうございました。今いただいたご意見は、報告書に、盛り込んでいきたいと思っています。報告書に関しては、まだまだ骨子にちょっと肉がついた程度でして、ご意見を入れていくのと、今まで条例に反映できなかったご意見なども入れていく予定です。ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

それでは、時間も過ぎておりますので、これで終了するのですが。閉会の前に、本日、福祉健康部長の八角が来ておりますので、一言、お話をさせていただきます。

■福祉健康部長（八角）

皆さま、こんばんは。福祉健康部長の八角でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（ここまで手話を交えて挨拶）

昨年11月に、この検討会を開催させていただきまして、本日まで6回、朝日委員長、松田副委員長をはじめ、各委員の皆さまから条例案に対するご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。委員の皆さまのお力添えによりまして、いよいよ市としての条例案をまとめる段階になって参りました。皆さまからいただきました一つひとつのご意見を大切にしながら、調布市議会定例会に2つの条例案の

議案を提出して参ります。

本日の検討会の最後に各委員から条例制定後の取組として、広く市民への周知に関するアイデアや期待する取組もご意見をいただきました。こうした皆さまの思いを踏まえまして、本条例の制定を契機として、障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい地域づくり、共に暮らす「共生社会」の一層の充実に取り組んで参りたいと考えております。各委員の皆さまにおかれましては、今後とも幅広いご意見を賜りたく存じます。本当にありがとうございました。

■事務局

それでは、事務局から連絡事項をお伝えさせていただきます。

今回にて、予定しておりました検討委員会の全日程が終了いたしました。委員の皆さま、夜分の開催に関わらずご協力いただきまして、誠にありがとうございました。先にお伝えしました通り、条例案の確定まで文書での確認などをお願いすることがありますが、今しばらくお付き合いいただきますようよろしくお願いいたします。

あと、本日の議論の中で十分にご発言いただけなかったご意見などがありましたら、いつもと同じなのですが、メールでも FAX でも直接言いに来ていただいても構いませんので、1週間後の7月23日までに事務局にお寄せいただくよう、よろしくお願いいたします。

今後の予定といたしましては、7月24日頃に、条例案を再修正したものをお送りいたします。そして今月末までに再修正案への意見の提出をお願いいたします。そうしましたら、8月上旬に確定しまして、最終案ということになる予定となっております。時間が過ぎて大変申し訳ございませんでした。

4. 閉会

■事務局

以上をもちまして、第6回の調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会を閉会させていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。

(以上)